商品概要説明書　西日本シティ銀行

（平成25年1月4日現在適用中）

1．商品名	・期日指定定期預金
2．ご利用いただける方	・個人のお客さまのみ
3．期間	・最長預入期間　3年、据置期間　1年 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日から最長預入期間までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日を指定するときは1ヵ月前までに通知することが必要です。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額でご指定ください。 ・満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日といたします。 ※お預け入れ時にお申し出いただくと最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続また元加継続）のお取り扱いができます。
4．お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	 ・一括してお預け入れいただきます。 ・100円以上300万円未満 ・1円単位
5．払い戻し方法	・満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6．利息 (1)適用利率 (2)利払い頻度 (3)計算方法	 ・お預け入れ日または自動継続日の店頭表示の利率のうち、次のお預け入れ期間に応じた利率を適用いたします。 ①　1年以上2年未満　　店頭表示利率の2年未満の利率 ②　2年以上　　店頭表示利率の2年以上の利率 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算をもとに、1年複利の方法で計算します。
7．税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315％の源泉分離課税（国税15.315％、地方税5％）となります。 ・マル優ご利用の場合は非課税
8．手数料	―――――――――――
9．付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。 ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額　　他の定期預金担保分を合算した金額の90％ （最高500万円まで） 貸越利率　　担保定期預金の約定利率＋0.5％
10．期日前解約時のお取り扱い	・満期日前に解約する場合には、以下の期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法で計算した利息とともに払い戻しいたします。 ①　6ヵ月未満　　解約日における普通預金の利率 ②　6ヵ月以上1年未満　　2年以上利率×40％ ③　1年以上1年6ヵ月未満　2年以上利率×50％ ④　1年6ヵ月以上2年未満　2年以上利率×60％ ⑤　2年以上2年6ヵ月未満　2年以上利率×70％ ⑥　2年6ヵ月以上3年未満　2年以上利率×90％
11．金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧いただくか、または店頭にお問い合わせください。
12．その他参考となる事項	・期日後利息 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金等と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。
13.当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109　または　03-5252-3772